議案第 20 号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年 3月 4日提出
三 宅 町 長　森 田　浩 司

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正）

第1条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年12月4日条例第43号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中 「法第2条第8項」を「法第2条第9項」に改める。
第2条第1項第3号中 「法第2条第12項」を「法第2条第13項」に改める。
第2条第1項第4号中 「法第2条第14項」を「法第2条第15項」に改める。

（三宅町税条例の一部改正）

第2条　三宅町税条例（昭和35年9月25日条例第37号）の一部を次のように改正する。

第36条の2第9項第1号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。
第89条第2項第2号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。
第139条の3第2項第1号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

附　則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年12月4日条例第43号)新旧対照表

改正後(案)	現行
第2条(略) (1) (略) (2) 特定個人情報　法第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。 (3) 個人番号利用事務実施者　法第2条第13項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。 (4) 情報提供ネットワークシステム　法第2条第15項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。	第2条(略) (1) (略) (2) 特定個人情報　法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。 (3) 個人番号利用事務実施者　法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。 (4) 情報提供ネットワークシステム　法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

三宅町税条例(昭和35年9月25日条例第37号)新旧対照表

改正後(案)	現行
第36条の2 (略) 2～8(略) 9 町長は、町民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第23条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなつた者に、当該該当することとなつた日から10日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該町内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下町民税について同じ。)、当該該当することとなつた日その他必要な事項を申告させることができる。	第36条の2 (略) 2～8(略) 9 町長は、町民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第23条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなつた者に、当該該当することとなつた日から10日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該町内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下町民税について同じ。)、当該該当することとなつた日その他必要な事項を申告させることができる。
第89条 町長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免する。 (1)・(2)(略) 2 前項の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は、納期限前1日までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申告書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを町長に提出しなければならない。 (1) (略)	第89条 町長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免する。 (1)・(2)(略) 2 前項の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は、納期限前1日までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申告書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを町長に提出しなければならない。 (1) (略)

(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。)又は法人番号(同法第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称	(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。)又は法人番号(同法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称
第139条の3 町長は、次の各号のいずれかに該当する土地又はその取得のうち、町長において必要があると認めるものについては、その所有者又は取得者に対して課する特別土地保有税を減免することができる。 (1)～(3)(略) 2 前項の規定によつて特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限前1日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならない。 (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称) (2)・(3) (略)	第139条の3 町長は、次の各号のいずれかに該当する土地又はその取得のうち、町長において必要があると認めるものについては、その所有者又は取得者に対して課する特別土地保有税を減免することができる。 (1)～(3)(略) 2 前項の規定によつて特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限前1日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならない。 (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称) (2)・(3) (略)